

文教大学大学院研究生規程

(趣旨)

第1条 文教大学大学院学則（以下「学則」という。）第45条に規定する研究生の取扱いについては、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 研究生とは、本学の大学院研究科において、あらかじめ研究の主題を定め特定の教員の指導により研究に従事する者をいう。

(入学の期間)

第3条 研究生の入学の時期は、原則として学期の始めとする。

(研究時期)

第4条 研究生の研究期間は、原則として1年とする。ただし、秋学期入学の場合は、半年とする。

2 定められた研究の主題に対し、指導教員の下承のもとで研究の継続を願い出たときは、教授会の議により、研究期間を延長することができる。ただし、研究期間は通算2年を超えることができないものとする。

(出願資格)

第5条 研究生として入学を志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学院における所定の課程を修了した者

(2) 前号の者と同等以上の学力を有し、本学大学院研究生として適当と認められた者

(出願書類)

第6条 研究生として志願する者は、次に掲げる書類に別に定める検定料を添えて、指定の期日までに願出しなければならない。

(1) 願書（本学所定のもの）

(2) 履歴書（本学所定のもの）

(3) 健康診断書（本学所定のもの）

(4) 最終学校の修了証明書及び成績証明書

(5) 勤務先を有する者は、所属長の承諾書又は推薦書

(6) 外国籍を有する者にあつては、上記のほか大学が定める書類

(選考)

第7条 志願者の選考は、書類審査及び面接の上、研究科教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。ただし、本学教員の推薦があり、教授会が認める場合は、面接を免除することができる。

(入学手続及び入学許可)

第8条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期間内に所定の書類を提出するとともに、別に定める入学金及び研究指導費を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に対して、研究生として入学を許可し、研究生証を交付する。

(諸費用の返付)

第9条 既納の費用は、理由のいかんを問わず返付しない。

(指導教員)

第10条 研究科長は、研究科教授会の議を経て、研究生の指導教員を決定する。

2 指導教員は、研究生の当該研究事項及び研究論文作成に当たっての指導を行う。

3 指導教員が研究上本学大学院の特定の授業科目を聴講することが必要と認めるときは、これを許可することがある。ただし、聴講した科目の単位は、認定しない。

(研究結果の報告)

第11条 研究生は研究修了に際し、当該研究事項の成果を学長に報告しなければならない。

(研究証明)

第12条 所定の研究を修了したと認められた者には、研究証明書を交付することができる。

(退学及び除籍)

第13条 研究生が退学しようとするときは、退学願を提出しなければならない。

2 研究生に適しないと認められた者は、これを除籍することができる。

(諸規程の準用)

第14条 この規程に定めのない事項については、学則その他の規程を準用する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。